

# ねんきん



「年金」という言葉はもちろん皆さんご存じでしょうが、その制度や内容はよくわからないという方も多いのではないのでしょうか。

このコーナーでは、組合員の皆さんからご質問いただく中でも、特にお問い合わせの多い事柄について、Q & A方式で年金制度とその内容等についてご説明します。

**Q** けがや病気が原因で、受けることのできる年金があると聞きましたが、どのような年金なのですか？

**A** 在職中のけがや病気によって、**一定以上の障害状態になった場合**には、障害共済年金の受給権を有することになります。  
受給要件は、下記の3つのポイントとなります。

## 障害共済年金の受給要件“3つのポイント”

### 1 初診日

傷病について、初めて医師等の診療を受けた日(初診日)が、組合員として在職中であること。

### 2 障害認定日

障害の程度を判断する日を「障害認定日」といい、原則、初診日から1年6ヵ月後の日とされています。  
なお、傷病により症状が固定した日を障害認定日とする場合があります。

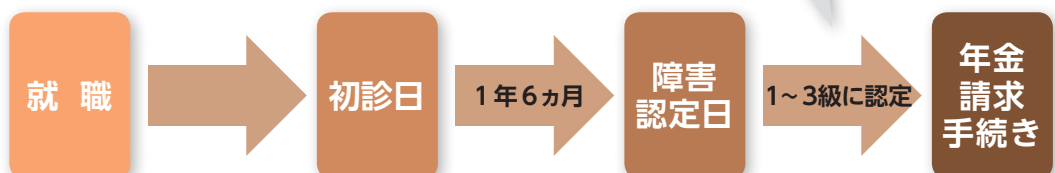
### 3 障害の程度

障害の程度は、1級から3級までに分類され、それぞれで障害共済年金の計算方法が一部異なります。  
また、1級又は2級と認定された場合のみ、障害基礎年金(国民年金)についても、受給権を有することとなります。  
なお、障害等級は、身体障害者手帳の等級とは異なりますので、ご注意ください。

上記の“3つのポイント”を  
図で表すと・・・

#### 事後重症制度による障害共済年金の請求手続き

障害認定日には3級以上に認定されなかった人が、その後65歳までに、症状が悪化するなどして3級以上に該当する程度の障害状態になった場合は、障害共済年金の請求手続きを行います。



※ 障害共済年金を請求されるにあたっては、まず共済組合へご相談ください。  
傷病の状況等をお伺いしてから、請求手続きのご案内をさせていただきます。